

議 会 要 覧

(平成 1 8 年 版)



和泉市議会事務局



市章

CitySymbol

「和泉」の泉を図案化したもので、
明瞭で伸展と清浄性を表しています。

昭和32年3月制定

市の木楠（くす）

Citytree ~ Camphor

樹力旺盛にして、形態は雄大である。常緑樹であり、樹齢は数百年に達する。歴史的にも有名な槇尾山の施福寺や、松尾寺にもその巨大な姿がある。



市の花水仙（すいせん）

City flower ~ Narcissus

鎌倉時代に俊乗坊重源上人が中国から持ち帰り、我が国で最初に栽培された地が当地である。芳香が高く、きびしい風雪に耐え、清そにして気高く情愛が豊かであるとともに、全国的にも有名である。

市章のイメージにも似ている。

市民憲章

私たちは、古い歴史と美しい環境に恵まれたまち、和泉市民であることを誇りとし、いずみの名にふさわしい、活気のあるゆたかな都市をきずくためこの憲章を定めます。

- * 親切をつくし、あたたかい心でまじわる社会をきずきましょう。
- * きまりを守り、人に迷惑をかけないようにつとめましょう。
- * 教育に力をそそぎ、若い力を育てましょう。
- * 働くことに喜びをもち、生活の向上にはげみましょう。
- * 自然と文化遺産を大切にし、きれいなまちをつくりましょう。

昭和45年11月3日制定

市歌

葛城天牛 作詞 山澄健一 作曲

- | | |
|---|--|
| 1 朝だ夜明けの 雲映えて
いま鳴りわたる 笛の音に
とどろきあげて 生産の
久遠の鼓動 打つところ
歓喜あふるる 和泉野の
空に平和の 日がのぼる | 2 その名も古く 泉州の
機業のほまれ 守りつつ
栄えて機の 音たかく
世界を結ぶ その糸に
かける新興 和泉市の
明日の希望の 夢が湧く |
| 3 水豊かなる この土に
拓けし幸を うけつぎて
打ち振るクワの 音さえて
ゆくてを拓く この力
ああこの肩に この腕に
重き使命の 血が躍る | 4 いまぞひとしく 眉あげて
盟いあらたに 共存の
こころひとつに手を取りて
誇りの自治に 睦み合う
ああ和泉市の 民われら
今日よろこびの 胸が鳴る |

市では、市制施行50周年を記念して「市民の愛唱歌」の歌詞を募集し、50周年記念事業実行委員会での厳選な審査の結果、保岡直樹さん（東京都世田谷区）の作品「ふるさと翔歌」に決定しました。

「ふるさと翔歌」

保岡直樹 作詞 島田陽子補 作詞 宮崎 剛 曲

- 1 夢と勇気の 翼をひろげ
鳥も大空 かけめぐる
夢と勇気の 翼をひろげ
鳥も大空 かけめぐる
風に向かって 挑んで燃えて
未来へ躍進 はつらつと
はばたけ和泉市 みんなが主演
はばたけふるさと 幸を呼べ
- 2 清水わき出る 大地を拓き
ひとはゆたかに 生きてきた
清水わき出る 大地を拓き
ひとはゆたかに 生きてきた
弥生文化の 息吹が光る
古代のロマンに 出逢うまち
わくわく和泉市 ときめくこころ
わくわくふるさと 育てよう
- 3 花は水仙 寒さに負けず
清くゆかしく 咲き香る
花は水仙 寒さに負けず
清くゆかしく 咲き香る
仰ぐ楠 緑をたたえ
明日へ希望の 枝を張る
ぐんぐん和泉市 みなぎる力
ぐんぐんふるさと 伸びてゆけ
ぐんぐん和泉市 みなぎる力
ぐんぐん和泉市 伸びてゆけ

目 次

1 . 議 会 機 構	・ ・ ・ ・ ・	P . 1
(1) 議員定数		
(2) 議会構成		
(3) 議員名簿		
(4) 常任・特別委員会、一部事務組合議会議員名簿		
(5) 議会議員選出の附属機関等の委員名簿		
(6) 会派別・党派別議員数		
(7) 年齢別・当選回数別議員数		
2 . 歴代議長・副議長	・ ・ ・ ・ ・	P . 7
3 . 全国市議会議長会表彰者	・ ・ ・ ・ ・	P . 9
4 . 議会活動状況	・ ・ ・ ・ ・	P . 10
(1) 本会議開会状況		
(2) 各種委員会開会状況		
(3) 議案の分類		
(4) 請願審査状況		
(5) 決議・意見書		
5 . 議員報酬等	・ ・ ・ ・ ・	P . 15
(1) 報 酬		
(2) そ の 他		
6 . 事務局機構・職員数	・ ・ ・ ・ ・	P . 15
7 . 議会図書室	・ ・ ・ ・ ・	P . 15
8 . 和泉市議会議員厚生会規約	・ ・ ・ ・ ・	P . 16
9 . 当初予算	・ ・ ・ ・ ・	P . 18
議 場 席 図	・ ・ ・ ・ ・	P . 19
本館3階見取図	・ ・ ・ ・ ・	P . 20

先 例 (事 例)

第1編 本会議・委員会

第1章 会 議

第1節 総 則

〔1〕	議員の定数	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 22
〔2〕	定例会・臨時会	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 22
〔3〕	招 集	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 22
〔4〕	参 集	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 23
〔5〕	議 席	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 23
〔6〕	会 期	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 23
〔7〕	会期の延長	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 24
〔8〕	会期中の閉会	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 24
〔9〕	議会の開閉	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 24
〔10〕	会議時間	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 24
〔11〕	休 会	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 24
〔12〕	定足数に関する措置	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 24

第 2 節 議案及び動議

〔1〕	議案の提出	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 24
〔2〕	修正の動議	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 25
〔3〕	議案の配布	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 25
〔4〕	事件等の撤回又は訂正	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 26

第 3 節 議 事 日 程

〔1〕	議事日程の作成及び配布、追加日程	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 26
〔2〕	延 会	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 26

第 4 節 選 挙

- [1] 議長及び副議長の選挙 P . 26
- [2] その他の選挙 P . 27

第 5 節 議 事

- [1] 議題の宣告 P . 27
- [2] 一括議題 P . 27
- [3] 議案の朗読 P . 27
- [4] 議案等の説明 P . 27
- [5] 質疑及び委員会付託 P . 28
- [6] 委員長報告に対する質疑 P . 28
- [7] 委員長及び少数意見の報告 P . 28
- [8] 討論の方法 P . 28
- [9] 委員会の審査又は調査期限 P . 28
- [10] 委員会の中間報告 P . 29
- [11] 除 斥 P . 29

第 6 節 発 言

- [1] 発言の許可 P . 29
- [2] 発言の通告 P . 29
- [3] 質疑の回数 P . 29
- [4] 一般質問 P . 29

第 7 節 表 決

- [1] 表決問題の宣告 P . 30
- [2] 簡易表決 P . 30
- [3] 表決の順序 P . 30

第 2 章 委 員 会

- [1] 常任委員会の設置 P . 30
- [2] 議会運営委員会の設置 P . 30
- [3] 特別委員会の設置 P . 30
- [4] 委員の選任及び正副委員長 P . 30
- [5] 委員会の開催 P . 31
- [6] 委員会の議事 P . 31
- [7] 委員外議員の発言 P . 31
- [8] 委員会の議案修正 P . 31
- [9] 委員会の表決及び審査結果 P . 32

第 3 章 請 願 ・ 陳 情

- [1] 請 願 P . 32
- [2] 陳 情 P . 32

第 4 章 傍 聴 ・ 秘 密 会

- [1] 傍 聴 P . 32
- [2] 秘 密 会 P . 33

第 5 章 会 議 録

- [1] 本会議会議録 P . 33
- [2] 委員会記録 P . 33

役員改選に関する事項 P . 33

正副議長及びその他の委員選出方法 P . 34

一般質問に関する事項 P . 35

1. 議会機構

(1) 議員定数

法定上限数 34 名

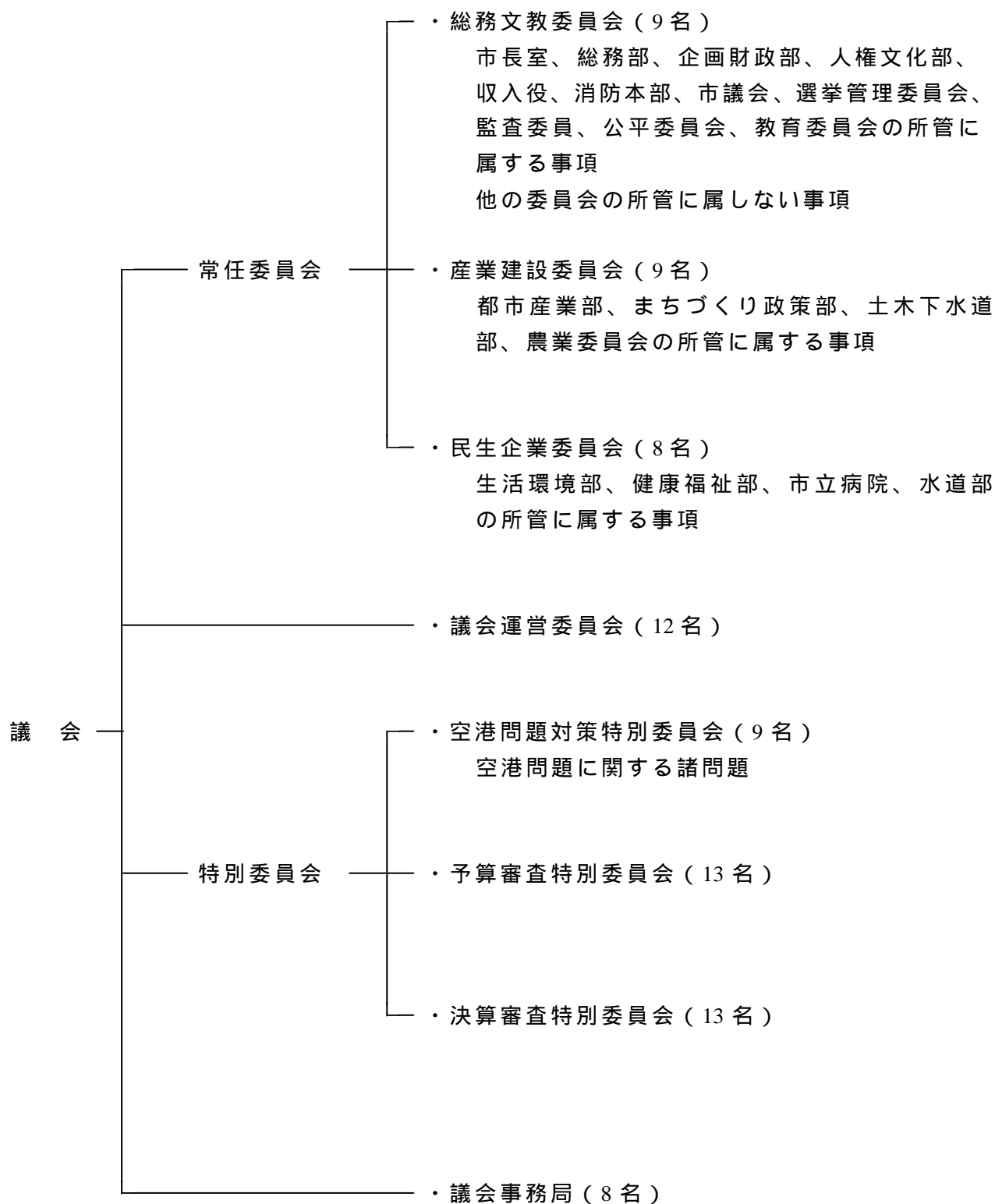
条例定数 26 名

現員数 26 名

議員定数減少の経過

適用年月	条例定数	備考
昭和 31 年 9 月	40 名	市町村合併特例法による定数
昭和 35 年 9 月	36 名	市長提出議案による条例改正
昭和 39 年 9 月	31 名	議会提出議案による条例改正
昭和 43 年 9 月	26 名	議会提出議案による条例改正

(2) 議会構成



(3) 議員名簿

議席	氏名	生年月日	職業	党派	所属会派
1	岡 博 子	S26 . 10 . 13	市 議 会 議 員	日 本 共 産 党	日 本 共 産 党
2	矢 竹 輝 久	S30 . 9 . 12	市 議 会 議 員	日 本 共 産 党	日 本 共 産 党
3	早乙女 実	S24 . 11 . 11	市 議 会 議 員	日 本 共 産 党	日 本 共 産 党
4	原 重 樹	S27 . 8 . 1	市 議 会 議 員	日 本 共 産 党	日 本 共 産 党
5	田 代 一 男	S12 . 2 . 20	市 議 会 議 員	無 所 属	政 友 会
6	山 本 秀 明	S39 . 3 . 29	市 議 会 議 員	無 所 属	明 政 会
7	小野林治三夫	S28 . 5 . 22	市 議 会 議 員	無 所 属	政 友 会
8	服 部 敏 男	S28 . 4 . 23	市 議 会 議 員	公 明 党	公 明 党
9	横 山 勝	S34 . 10 . 13	市 議 会 議 員	公 明 党	公 明 党
10	赤 阪 和 見	S22 . 2 . 25	市 議 会 議 員	公 明 党	公 明 党
11	原 口 裕 見	S24 . 12 . 10	市 議 会 議 員	公 明 党	公 明 党
12	吉 川 茂 樹	S33 . 12 . 7	市 議 会 議 員	公 明 党	公 明 党
13	飯 塚 省 二	S18 . 1 . 2	自 営 業	無 所 属	五 月 会
14	金 児 和 子	S19 . 10 . 30	短大非常勤講師	無 所 属	五 月 会
15	辻 本 孔 久	S21 . 8 . 8	市 議 会 議 員	無 所 属	明 政 会
16	逢 野 博 之	S10 . 12 . 26	市 議 会 議 員	無 所 属	五 月 会
17	柏 富久蔵	S16 . 9 . 14	自 営 業	無 所 属	五 月 会
18	若 浜 記久男	S16 . 1 . 8	市 議 会 議 員	無 所 属	市 民 ク ラ ブ
19	西 口 秀 光	S30 . 6 . 15	団 体 役 員	無 所 属	市 民 ク ラ ブ
20	須 藤 洋之進	S 9 . 11 . 22	市 議 会 議 員	民 主 党	レインボーいずみ
21	浜 田 千 秋	S32 . 7 . 9	市 議 会 議 員	無 所 属	レインボーいずみ
22	小 林 昌 子	S22 . 5 . 28	市 議 会 議 員	無 所 属	レインボーいずみ
23	大 橋 涼 子	S27 . 9 . 21	市 議 会 議 員	無 所 属	レインボーいずみ
24	森 悦 造	S10 . 3 . 21	組 紐 製 造 業	無 所 属	明 政 会
25	着 本 直 幸	S20 . 2 . 12	市 議 会 議 員	無 所 属	明 政 会
26	友 田 博 文	S22 . 11 . 9	市 議 会 議 員	無 所 属	明 政 会

(4) 常任・特別委員会、一部事務組合議会議員名簿

委員会名		人員	委員長	副委員長	委員		
常任 委員 会	総務文教委員会	9	柏 富久蔵	大橋 涼子	早乙女 実 金児 和子 友田 博文	田代 一男 浜田 千秋	横山 勝 着本 直幸
	産業建設委員会	9	須藤洋之進	岡 博子	原 重樹 吉川 茂樹 森 悦造	山本 秀明 逢野 博之	服部 敏男 若浜記久男
	民生企業委員会	8	西口 秀光	飯塚 省二	矢竹 輝久 原口 裕見	小野林治三夫 辻本 孔久	赤阪 和見 小林 昌子
議会運営委員会		12	着本 直幸	服部 敏男	矢竹 輝久 横山 勝 逢野 博之 大橋 涼子	原 重樹 金児 和子 西口 秀光	田代 一男 辻本 孔久 小林 昌子
特別 委員 会	空港問題対策 特別委員会	9	早乙女 実	辻本 孔久	田代 一男 金児 和子 森 悦造	横山 勝 若浜記久男	原口 裕見 小林 昌子
	入札制度及び 契約等に関する 調査特別委員会 (平成18年 3月1日終了)	12	原 重樹	金児 和子	矢竹 輝久 吉川 茂樹 若浜記久男 着本 直幸	山本 秀明 辻本 孔久 浜田 千秋	服部 敏男 逢野 博之 大橋 涼子
一部 事務 組 合	泉北環境整備施設組合議会議員			5	岡 博子 辻本 孔久	原 重樹 大橋 涼子	赤阪 和見
	泉北水道企業団議会議員			5	早乙女 実 須藤洋之進	山本 秀明 着本 直幸	逢野 博之
	南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員			3	服部 敏男	金児 和子	浜田 千秋

附 属 機 関

委員会（審議会）名	委員数	任 期	選出基準	委 員 名
和泉市都市計画審議会	7人	2年	役 職 地 区 割	友田 博文 岡 博子 田代 一男 服部 敏男 原口 裕見 西口 秀光 小林 昌子
和泉市幼児教育振興審議会	7	1 2年	役 職 地 区 割	友田 博文 早乙女 実 金児 和子 柏 富久蔵 浜田 千秋 大橋 涼子 着本 直幸
和泉市適正就学対策審議会	18	1 2年	校 区 割	早乙女 実 原 重樹 田代 一男 山本 秀明 小野林治三夫 服部 敏男 横山 勝 赤阪 和見 原口 裕見 吉川 茂樹 飯塚 省二 辻本 孔久 柏 富久蔵 若浜記久男 須藤洋之進 浜田 千秋 大橋 涼子 友田 博文
和泉市財産評価審査委員会	3	2	地 区 割	辻本 孔久 若浜記久男 須藤洋之進
和泉市人権擁護審議会	6	-	役 職	友田 博文 吉川 茂樹 柏 富久蔵 須藤洋之進 西口 秀光 早乙女 実
和泉市青少年問題協議会	3	-	役 職	友田 博文 吉川 茂樹 柏 富久蔵
和泉市環境審議会	2	-	役 職	友田 博文 西口 秀光
和泉市住居表示整備審議会	1	-	役 職	須藤洋之進
和泉市営住宅運営審議会	2	-	役 職	友田 博文 須藤洋之進
和泉市ごみ減量等推進審議会	2	-	役 職	友田 博文 西口 秀光
和泉市自転車等放置防止対策審議会	1	-	役 職	須藤洋之進
和泉市勤労青少年ホーム運営委員会	6	2	役 職 地 区 割	須藤洋之進 原 重樹 吉川 茂樹 逢野 博之 森 悦造 友田 博文
和泉市国民健康保険運営協議会	4	-	役 職	友田 博文 吉川 茂樹 西口 秀光 飯塚 省二
和泉市介護保険運営協議会	2	-	役 職	友田 博文 西口 秀光
和泉市民生委員推薦会	1	-	役 職	西口 秀光

そ の 他

和泉市農業委員会	3	3	全 域	岡 博子 赤阪 和見 大橋 涼子 (H 20.7.19 満了)
和泉市内バス運行連絡協議会	5	2	地 区 割	山本 秀明 小野林治三夫 横山 勝 赤阪 和見 飯塚 省二
泉北地域広域行政圏計画審議会	5	-	役 職	友田 博文 吉川 茂樹 柏 富久蔵 須藤洋之進 西口 秀光
和泉市医療対策協議会	2	-	役 職	友田 博文 西口 秀光
和泉市予防接種健康被害対策委員会	1	-	役 職	西口 秀光
和泉市人権文化センター運営委員会	1	-	役 職	柏 富久蔵
和泉市立総合福祉会館運営委員会	2	-	役 職	西口 秀光 飯塚 省二
財団法人 和泉市産業・観光振興会	2	-	役 職	友田 博文 須藤洋之進
財団法人 和泉市文化振興財団	2	-	役 職	柏 富久蔵 大橋 涼子

印の年数は、議会内申し合わせによる年数。

(6) 会派別・党派別議員数

(平成18年12月末現在)

会 派 \ 党 派	公明党	民主党	日本共産党	無所属	計
日本共産党			4		4
政友会				2	2
公明党	5				5
五月会				4	4
市民クラブ				2	2
レインボーいずみ		1		3	4
明政会				5	5
計	5	1	4	16	26

(7) 年齢別・当選回数別議員数

(平成18年12月末現在)

回数 \ 年齢	25歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳～	計
1回			1	4	2		7
2回			1	3	1		5
3回			2	1		1	4
4回					2		2
5回				2		2	4
6回				2			2
7回					1		1
8回				1			1
計			4	13	6	3	26

2. 歴代議長・副議長

代位	議 長			副 議 長		
	氏 名	就任年月	退任年月	氏 名	就任年月	退任年月
初代	森 田 弥太郎	S31 . 10	S34 . 4	上 代 往 永	S31 . 10	S34 . 4
2代	上 代 往 永	S34 . 4	S34 . 10	溝 川 清一郎	S34 . 4	S34 . 10
3代	上 代 往 永	S34 . 10	S35 . 9	溝 川 清一郎	S34 . 10	S35 . 9
4代	藤 木 秀 夫	S35 . 10	S36 . 10	横 田 稔	S35 . 10	S36 . 10
5代	藤 木 秀 夫	S36 . 10	S37 . 5	横 田 稔	S36 . 10	S37 . 5
6代	横 田 稔	S37 . 5	S37 . 10	岡 田 一 郎	S37 . 5	S37 . 10
7代	岡 田 一 郎	S37 . 10	S38 . 7	阪 東 常次郎	S37 . 10	S38 . 7
8代	池 治 一 見	S38 . 7	S39 . 9	藤 野 利三郎	S38 . 7	S39 . 9
9代	藤 野 利三郎	S39 . 10	S40 . 10	藤 原 義 次	S39 . 10	S40 . 10
10代	藤 原 義 次	S40 . 10	S41 . 2	隅 谷 梅 若	S40 . 10	S42 . 3
11代	池 辺 秀 夫	S41 . 2	S42 . 3	池 辺 芳 次	S42 . 3	S42 . 11
12代	池 治 一 見	S42 . 3	S42 . 11	田 中 幸 一	S42 . 12	S43 . 4
13代	池 田 忠 堆	S42 . 12	S43 . 3	松 尾 利 明	S43 . 4	S43 . 9
14代	貝 淵 博 治	S43 . 4	S43 . 9	奥 村 清	S43 . 10	S44 . 1
15代	藤 木 秀 夫	S43 . 10	S44 . 10	柏 音三郎	S44 . 2	S44 . 10
16代	藤 原 要 馬	S44 . 10	S45 . 10	吉 川 伊与一	S44 . 10	S45 . 11
17代	田 中 幸 一	S45 . 11	S46 . 10	金 沢 勝	S45 . 11	S46 . 10
18代	貝 淵 博 治	S46 . 10	S47 . 9	関 戸 正 一	S46 . 10	S47 . 9
19代	松 尾 千代一	S47 . 10	S48 . 10	上 代 卯之松	S47 . 10	S48 . 10
20代	坂 上 國 治	S48 . 10	S49 . 10	柳 瀬 美 樹	S48 . 10	S49 . 10
21代	池 辺 秀 夫	S49 . 10	S50 . 10	竹 下 義 章	S49 . 10	S50 . 11
22代	貝 淵 博 治	S50 . 11	S51 . 10	横 田 憲治郎	S50 . 11	S51 . 10
23代	坂 上 國 治	S51 . 10	S52 . 10	木 下 甲子三	S51 . 10	S52 . 10
24代	柳 瀬 美 樹	S52 . 10	S53 . 10	大 谷 昌 幸	S52 . 10	S53 . 10
25代	横 田 憲治郎	S53 . 10	S54 . 10	藤 原 利 一	S53 . 10	S54 . 11
26代	池 辺 秀 夫	S54 . 11	S55 . 9	直 村 静 二	S54 . 11	S55 . 9
27代	貝 淵 博 治	S55 . 10	S56 . 10	田 中 包 治	S55 . 10	S56 . 10

代位	議 長			副 議 長		
	氏 名	就任年月	退任年月	氏 名	就任年月	退任年月
28代	藤原要馬	S56.10	S57.10	仁井明	S56.10	S57.10
29代	成田秀益	S57.10	S58.9	天堀博	S57.10	S58.10
30代	池辺秀夫	S58.10	S59.9	赤阪和見	S58.10	S59.9
31代	柳瀬美樹	S59.10	S60.10	出原平男	S59.10	S60.10
32代	田中包治	S60.10	S61.10	並河道雄	S60.10	S61.10
33代	赤阪和見	S61.10	S62.10	奥村圭一郎	S61.10	S62.10
34代	池辺秀夫	S62.10	S63.9	田中昭一	S62.10	S63.9
35代	田中昭一	S63.10	H1.10	藤原正通	S63.10	H1.10
36代	出原平男	H1.10	H2.10	西口秀光	H1.10	H2.10
37代	穴瀬克己	H2.10	H3.10	原重樹	H2.10	H3.10
38代	柳瀬美樹	H3.10	H4.9	若浜記久男	H3.10	H4.9
39代	竹下義章	H4.10	H5.10	木村静雄	H4.10	H5.10
40代	大谷昌幸	H5.10	H6.10	讃岐一太郎	H5.10	H6.10
41代	松尾孝明	H6.10	H7.10	森悦造	H6.10	H7.10
42代	若浜記久男	H7.10	H8.9	中塚新治	H7.10	H8.9
43代	中塚新治	H8.10	H9.10	須藤洋之進	H8.10	H9.10
44代	西口秀光	H9.10	H10.10	猪尾伸子	H9.10	H10.10
45代	讃岐一太郎	H10.10	H11.10	池田秀夫	H10.10	H11.10
46代	井坂善行	H11.10	H12.9	上田育子	H11.10	H12.9
47代	天堀博	H12.10	H13.10	辻正治	H12.10	H13.10
48代	柏富久蔵	H13.10	H14.10	田代一男	H13.10	H14.10
49代	須藤洋之進	H14.10	H15.10	逢野博之	H14.10	H15.10
50代	辻正治	H15.10	H16.9	小泉政一	H15.10	H16.9
51代	森悦造	H16.10	H17.9	横山勝	H16.10	H17.10
52代	田代一男	H17.10	H18.9	小林昌子	H17.10	H18.10
53代	友田博文	H18.10		吉川茂樹	H18.10	

3. 全国市議会議長会表彰者

永年勤続表彰正副議長 4 年				
上代	往永 (S35)	藤木 秀夫 (S44)	池辺 秀夫 (S60)	柳瀬 美樹 (H6)

永年勤続特別表彰				
30 年	池辺 秀夫 (S63) 柳瀬 美樹 (H7)			
25 年	池辺 秀夫 (S58)	柳瀬 美樹 (H2)	竹下 義章 (H8)	天堀 博 (H13)
	赤阪 和見 (H14)	若浜記久男 (H18)		
20 年	藤木 秀夫 (S45)	田中 幸一 (S52)	池辺 秀夫 (S53)	金沢 勝 (S56)
	藤原 要馬 (S58)	柳瀬 美樹 (S60)	成田 秀益 (S60)	貝淵 博治 (S60)
	竹下 義章 (H1)	勝部津喜枝 (H5)	竹内 修一 (H5)	天堀 博 (H8)
	赤阪 和見 (H9)	大谷 昌幸 (H11)	若浜記久男 (H13)	原 重樹 (H17)
	西口 秀光 (H17)			
永年勤続表彰				
15 年	藤木 秀夫 (S40)	横田 稔 (S44)	藤野利三郎 (S44)	田中 幸一 (S47)
	池辺 秀夫 (S48)	山田 清二 (S51)	金沢 勝 (S51)	松尾千代一 (S52)
	藤原 要馬 (S53)	竹下 義章 (S55)	柳瀬 美樹 (S55)	横田憲治郎 (S55)
	成田 秀益 (S55)	貝淵 博治 (S55)	直村 静二 (S59)	勝部津喜枝 (S63)
	田中 包治 (S63)	竹内 修一 (S63)	天堀 博 (H3)	赤阪 和見 (H4)
	大谷 昌幸 (H6)	穴瀬 克己 (H7)	若浜記久男 (H8)	松尾 孝明 (H8)
	並河 道雄 (H8)	原 重樹 (H8)	西口 秀光 (H12)	森 悦造 (H16)
	友田 博文 (H16)	須藤洋之進 (H16)	早乙女 実 (H17)	
10 年	三浦 英三 (S32)	藤木 秀夫 (S36)	井阪 喜一 (S37)	辻 止三郎 (S39)
	橋本 実 (S39)	横田 稔 (S39)	池治 一見 (S39)	藤野利三郎 (S39)
	池辺 芳次 (S40)	阪東常次郎 (S40)	藤林徳五郎 (S41)	藤原 義次 (S41)
	田中 幸一 (S42)	隅谷 梅若 (S43)	池辺 秀夫 (S43)	辻林 富敏 (S44)
	依田 七郎 (S45)	田村 清房 (S46)	山田 清二 (S46)	金沢 勝 (S46)
	松尾千代一 (S47)	藤原 要馬 (S48)	吉川伊代一 (S49)	竹下 義章 (S50)
	柳瀬 美樹 (S50)	関戸 正一 (S50)	柏 音三郎 (S50)	横田憲治郎 (S50)
	成田 秀益 (S50)	貝淵 博治 (S50)	富山 敏治 (S53)	藤原 利一 (S53)
	坂上 國治 (S53)	木下甲子三 (S54)	上代卯之松 (S54)	直村 静二 (S54)
	三井 正光 (S57)	田中 包治 (S58)	竹内 修一 (S58)	勝部津喜枝 (S59)
	天堀 博 (S61)	大谷 昌幸 (S62)	赤阪 和見 (S62)	仁井 明 (H2)
	穴瀬 克己 (H2)	若浜記久男 (H3)	松尾 孝明 (H3)	並河 道雄 (H3)
	原 重樹 (H3)	田中 昭一 (H3)	出原 平男 (H3)	飯坂 楠次 (H3)
	奥村圭一郎 (H3)	西口 秀光 (H7)	中塚 新治 (H11)	讃岐一太郎 (H11)
	友田 博文 (H11)	森 悦造 (H11)	須藤洋之進 (H11)	早乙女 実 (H12)
	池田 秀夫 (H13)	上田 育子 (H13)	猪尾 伸子 (H13)	田代 一男 (H15)
	辻 正治 (H15)	柏 富久蔵 (H15)	井坂 善行 (H15)	

4 . 議会活動状況

(1) 本会議開会状況

年	会 議	会期日数	本会議開会日	延会議時間	実質会議時間	延出席議員数
17年	5	75	17	67 : 04	51 : 54	468

18年	3月定例会	27	3月1日	05 : 11	04 : 11	26
			3月23日	06 : 18	04 : 57	26
			3月27日	00 : 52	00 : 52	26
	6月定例会	14	6月20日	05 : 30	04 : 08	26
			6月29日	06 : 13	04 : 52	26
			6月30日	05 : 25	04 : 03	26
			7月3日	00 : 30	00 : 30	26
	9月定例会	22	9月15日	00 : 19	00 : 19	26
			9月27日	06 : 22	05 : 11	26
			9月28日	05 : 20	04 : 22	26
			9月29日	01 : 26	01 : 23	26
			10月5日	01 : 37	00 : 42	26
			10月6日	01 : 19	00 : 19	26
	12月定例会	12	12月4日	00 : 49	00 : 49	26
			12月13日	06 : 57	05 : 37	26
			12月14日	06 : 06	04 : 41	26
12月15日			00 : 31	00 : 31	26	
計	4	75	17	60 : 45	47 : 27	442

(2) 各種委員会開会状況

区 分 委員会名		平成 17 年			平成 18 年			
		開会 日数	延会議 時 間	出席 委員	開会 日数	延会議 時 間	出席 委員	
常 任 委 員 会	総務文教委員会	5	07 : 37	45	5	06 : 00	45	
		4	01 : 21	36	3	01 : 59	27	
	産業建設委員会	5	07 : 48	45	4	03 : 49	35	
		4	03 : 24	36	4	05 : 09	44	
	民生企業委員会	5	04 : 13	40	5	05 : 09	40	
		4	03 : 06	32	3	02 : 09	24	
	合 計	15	19 : 38	130	14	14 : 58	120	
		12	07 : 51	104	10	09 : 17	95	
	議 会 運 営 委 員 会 (平成 13 年 10 月 2 日法制化)		10	07 : 05	130	10	06 : 28	119
	特 別 委 員 会	空港問題対策特別委員会	1	00 : 03	9	1	00 : 03	9
入札制度及び契約等に関する調査特別委員会 (平成 17 年 7 月 15 日設置 ~ 平成 18 年 3 月 1 日終了)		4	04 : 15	48	2	01 : 22	23	
予算審査特別委員会		5	18 : 25	65	5	17 : 39	65	
決算審査特別委員会		4	15 : 27	52	5	27 : 02	65	
合 計		14	38 : 10	171	13	46 : 06	162	

常任委員会の上段は委員会、下段は協議会。

(3) 議案の分類

議案分類		年	平成17年					平成18年					
			3月定例会	6月定例会	臨時会	9月定例会	12月定例会	合計	3月定例会	6月定例会	9月定例会	12月定例会	合計
市長提出議案	条例	制定	1	3	0	1	0	5	6	0	0	1	7
	条例	改正	4	6	1	6	5	22	9	6	5	2	22
	予算		25	12	0	3	5	45	15	2	2	3	22
	決算		0	2	0	(2) 7	(7) 0	(9) 9	0	0	9	(9) 0	(9) 9
	報告		9	21	0	4	1	35	15	35	14	11	75
	人事	同意	0	0	4	0	0	4	1	2	2	1	6
		その他	0	0	0	2	1	3	0	0	1	1	2
	請負契約		0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	その他		4	6	0	2	21	33	4	0	0	7	11
小計		43	50	5	(2) 25	(7) 33	(9) 156	50	45	33	(9) 29	(9) 157	
議員提出議案	条例		0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1
	人事	選挙	0	1	0	5	0	6	0	0	5	0	5
		選任	0	0	0	5	0	5	1	0	4	0	5
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	決議		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	意見書		6	3	0	6	4	19	2	3	3	4	12
	その他		1	3	0	0	0	4	1	0	1	0	2
小計		7	7	0	17	4	35	5	3	14	6	28	
請願		0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	
合計		50	58	5	(2) 43	(7) 37	(9) 191	55	48	47	(9) 35	(9) 185	

() は継続審査の件数

(4) 請願審査状況

受 理 日	件 名	審査結果
8 . 2 . 21	青葉台地域に広い遊び場を求める請願	8 . 7 . 3 趣旨採択
	平成 9 年・10 年・11 年 な し	
12 . 2 . 17	パチンコ店及びゲームセンター等の出店規制条例制定に関する請願	12 . 7 . 6 不採択
12 . 11 . 24	子どもたちのすこやかな成長を保障するため学童保育の拡充を求める請願	13 . 7 . 3 不採択
12 . 11 . 24	子どもたちのすこやかな成長を保障するため保育の拡充を求める請願	13 . 7 . 3 不採択
14 . 2 . 19	子どもたちのすこやかな成長を保障するため学童保育の拡充を求める請願	14 . 3 . 15 不採択
14 . 2 . 19	子どもたちのすこやかな成長を保障するため保育の拡充を求める請願	14 . 3 . 15 不採択
14 . 2 . 21	学童保育の時間延長に関する請願	14 . 3 . 15 不採択
14 . 11 . 20	子どものすこやかな成長を保障するため学童保育の拡充を求める請願	14 . 12 . 18 不採択
	平成 15 年 な し	
16 . 11 . 25	子どもの権利と発達を保障するため学童保育・子育て支援の拡充を求める請願	16 . 12 . 17 不採択
16 . 11 . 25	子どもの権利と発達を保障するため保育・子育て支援の拡充を求める請願	16 . 12 . 17 不採択
17 . 6 . 24	藤和不動産高層分譲集合住宅設計計画「和泉市いぶき野 3 丁目計画」に関する請願	17 . 9 . 30 不採択
	平成 18 年 な し	

(5) 決議・意見書

会議	区分	件名	議決日
1定	意見書	抜本的な都市農業振興策の確立を求める意見書	18. 3. 27 原案可決
1定	意見書	さらなる総合的な少子化対策を求める意見書	18. 3. 27 原案可決
1定	決議	同和行政に関する決議	18. 3. 27 原案可決
2定	意見書	基地対策予算の増額等を求める意見書	18. 7. 3 原案可決
2定	意見書	地方交付税の制度堅持と総額確保を求める意見書	18. 7. 3 原案可決
2定	意見書	脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書	18. 7. 3 原案可決
3定	意見書	道路整備の推進及びその財源確保に関する意見書	18. 9. 29 原案可決
3定	意見書	リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書	18. 9. 29 原案可決
3定	意見書	C型肝炎対策の推進に関する意見書	18. 9. 29 原案可決
4定	意見書	「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書	18. 12. 15 原案可決
4定	意見書	食の安心・安全確保を求める意見書	18. 12. 15 原案可決
4定	意見書	療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書	18. 12. 15 原案可決
4定	意見書	国民健康保険制度を本来の社会保障制度にするための意見書	18. 12. 15 否 決

5. 議員報酬等

(1) 報 酬

区 分	現 行	適用年月日	改正前	適用年月日
議 長	660,000 円	H9.4.1	610,000 円	H5.4.1
副 議 長	630,000 円	H9.4.1	580,000 円	H5.4.1
議 員	600,000 円	H9.4.1	550,000 円	H5.4.1

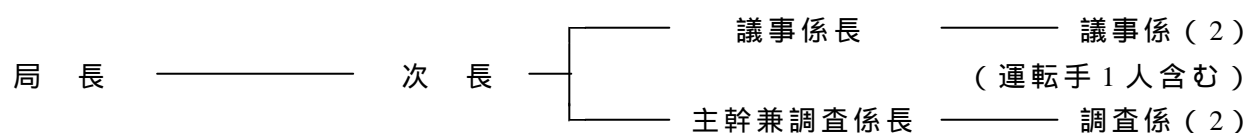
(2) そ の 他

- ・ 行政視察旅費 (常任委員会) 年額 54,000 円
- ・ (会 派) 年額 120,000 円 (平成 17 年から凍結)
- ・ 政務調査費 議員に対し、月額 70,000 円 (H13.4.1) を支給する。

6. 事務局機構・職員数

条例定数 12 人

現員数 8 人



7. 議会図書室

- ・ 面 積 20.88 m²
- ・ 蔵 書 数 448 冊

分 類	総 記	哲 学	歴 史	社 会 学 科 学	自 然 科 学	工 業 技 術	産 業	芸 術	語 学	文 学	計
冊	53	6	54	271	2	3	6	14	34	5	448

8 . 和泉市議会議員厚生会規約

(名称及び組織)

第 1 条 この会は、和泉市議会議員厚生会と称し、市議会議員全員（以下「会員」という。）をもって構成する。

(目的)

第 2 条 この会は、会員相互の親睦と福利厚生を図ることを目的とする。

(事務局)

第 3 条 この会の事務局は、市議会事務局内に置く。

(事業)

第 4 条 この会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 全国市議会議長会表彰規程による表彰年数を満たした議員に対する記念品料交付事業
- (2) その他会長が必要と認めた事業

(役員)

第 5 条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 役 員 若干名
- (4) 会 計 監 査 1 名

(役員選出)

第 6 条 会長は議長、副会長は副議長の職にあるものをもって充てる。

2 役員は、各会派代表者をもって充てる。

3 会計監査は、議会選出監査委員の職にあるものを充てる。

(役員の職務)

第 7 条 会長は、この会を代表し会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

2 会計監査は、この会の会計を監査する。

(役員会)

第 8 条 役員会は、会長、副会長及び役員をもって構成する。

- 2 役員会は、この規約の改廃及び会長が必要と認めた事項について審議する。
- 3 役員会の招集は会長が行う。
- 4 会長が必要と認めた場合は、会計監査は役員会に出席し意見を述べることができる。

(任 期)

第 9 条 役員の任期は、1 年とする。

- 2 役員は、議員の改選時期に当たるときは、議員の任期満了をもって終了する。
- 3 役員については、再任を妨げない。

(会計年度)

第 10 条 この会の会計年度は、市の会計年度による。

(経 費)

第 11 条 この会の経費は、会費とその他の収入をもって充てる。

- 2 会員は、会費として月額 2,000 円を負担する。

(会計事務)

第 12 条 この会の会計事務は、会長の指示に従い事務局で処理する。

(会費の精算)

第 13 条 会員より徴収した会費の精算は、議員の任期満了時に精算するものとする。

(委 任)

第 14 条 この会の運営に関し必要な事項は、会長が処理する。

附 則

この規約は、平成 12 年 10 月 1 日から適用する。

9 . 当初予算 (平成17・18年度)

	17 年 度 (千円)	18 年 度 (千円)	前年比
総 額	104,952,700	103,445,480	0.98
一 般 会 計	50,800,000	49,400,000	0.97
(議 会 費)	391,951	391,333	0.99
特 別 会 計	40,624,627	41,668,001	1.02
(国民健康保険事業)	14,796,481	14,978,042	1.01
(老人保健事業)	11,305,440	11,997,454	1.06
(公共用地先行取得事業)	469,508	461,731	0.98
(公共下水道事業)	4,359,085	4,334,758	0.99
(市街地再開発事業)	1,731,267	1,561,545	0.90
(介護保険事業)	7,962,846	7,907,889	0.99
(和泉診療所事業)	—	426,582	—
企 業 会 計	13,528,073	12,377,479	0.91
(水道事業会計)	4,903,323	5,043,050	1.02
(病院事業会計)	8,624,750	7,334,429	0.85

議 場 席 図

一 般 傍 聴 席

26	25	24
友田	着本	森

23	22	21
大橋	小林	浜田

20	19	
須藤	西口	

10	11	12
赤阪	原口	吉川

13	14	15
飯塚	金児	辻本

16	17	18
逢野	柏	若浜

9	8	7
横山	服部	小野林

6	5	4
山本	田代	原

3	2	1
早乙女	矢竹	岡

(議 席)

(理 事 者 席)

--	--	--	--	--

(理 事 者 席)

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

速記

演 台

局 長	議 長	
--------	--------	--

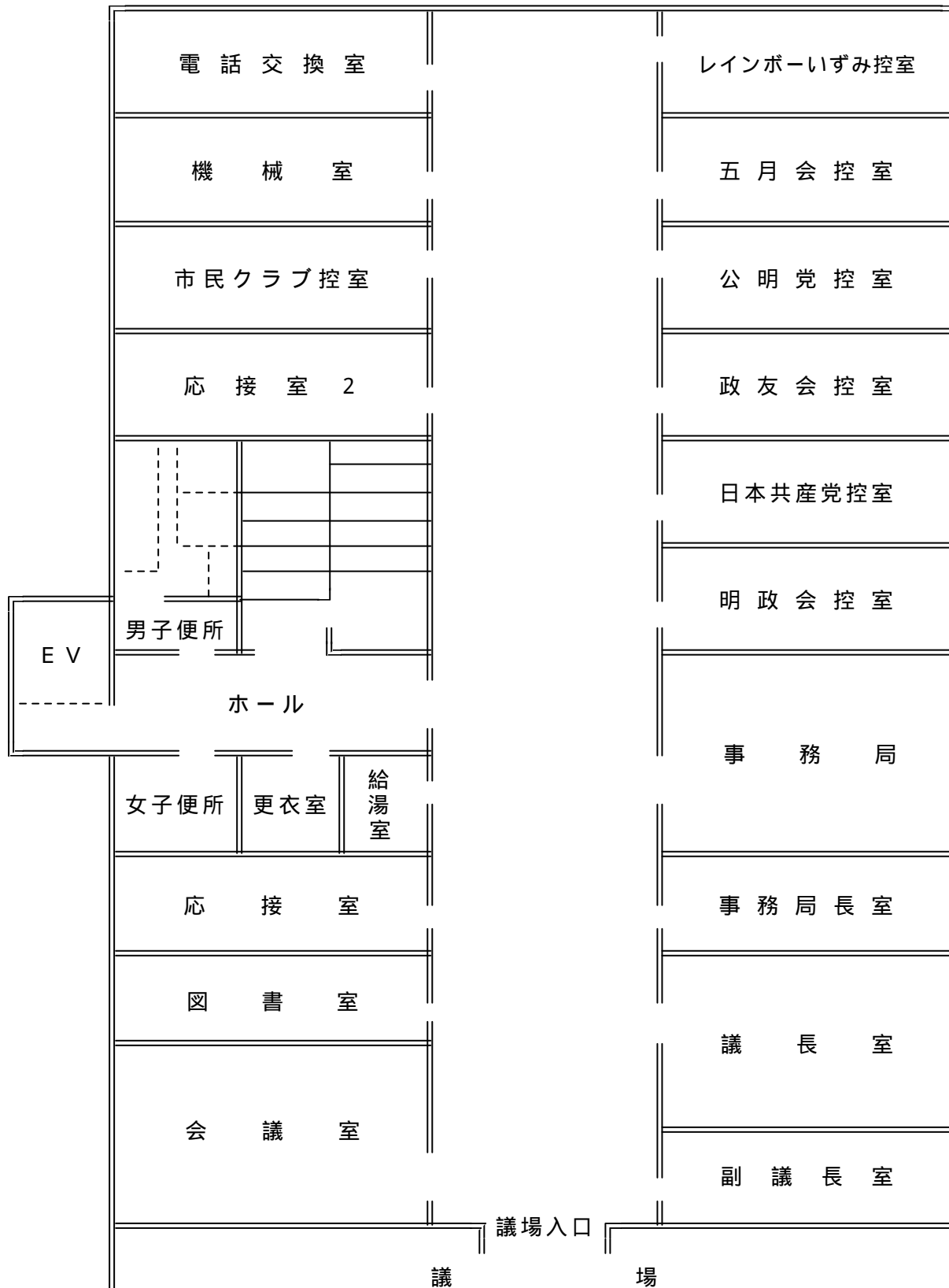
出入口

出入口

出入口

出入口

本館 3 階 見 取 図



先 例（事 例）

第 1 編 本会議・委員会

第 1 章 会 議

第 1 節 総 則

[1] 議員の定数（自治法 91 条、定数条例）

- 1 市議会議員の選挙区及び選挙区において選挙する市議会議員の定数についての条例
市議会議員の選挙区及び選挙区において選挙する市議会議員の定数を次のように定める。

選 挙 区	議員の定数
和泉市の全区域	26 名

2 議員定数条例の経過

適用年月	条例定数	備 考
S 31 . 9	40 名	市町村合併特例法による定数
S 35 . 9	36 名	市長提出議案による条例改正
S 39 . 9	31 名	議会提出議案による条例改正
S 43 . 9	26 名	議会提出議案による条例改正

[2] 定例会・臨時会（定例会条例）

- 1 定例会・臨時会の呼称は、平成 年 月和泉市議会第 回定例会（臨時会）と呼称する。

定例会は、おおむね次のとおり招集される。

第 1 回定例会	3 月上旬
第 2 回定例会	6 月下旬
第 3 回定例会	9 月下旬
第 4 回定例会	12 月上旬

[3] 招 集（自治法 101 条、102 条 4）

- 1 招集告示は、開会の 7 日前に行われるのが例である。

市長は、議会の招集告示を行ったとき、その写しを議長に送付するのが例である。

市長から議会の招集告示があったとき、議長はその旨、文書により全議員に告知するのが例である。

一般選挙後最初の議会招集告知は、議会事務局名で行うのが例である。

臨時会招集告知には付議件名を記載するのが例である。

一般選挙後最初の議会における臨時議長は、出席議員中、最年長議員がこれにあたるのが例である。

一般選挙後の最初の議会における臨時議長は、事務局長の紹介を受けて議長席に着くのが例である。

[4] 参 集（会規1）

- 1 会議に参集した議員は、「議員出退庁表示板」で自己の氏名標を点灯することによって、議長に通告があったものとする。
- 2 議員が欠席する場合、その旨議長に通告しなければならない。
欠席の通告は、通常口頭でなされるが、長期にわたる場合は文書により提出するのが例である。
欠席通告があった場合、諸般の報告で事務局長からその旨報告するのが例である。

[5] 議 席（会規3）

- 1 議席は、一般選挙後最初の議会において臨時議長が指定するのが例である。
議席の割振りは、一般選挙後の初会合の席において会派単位に抽選を行い、仮議席を決定するのが例である。
議席の指定は、一般選挙後最初の議会において予め内定した議席に基づき臨時議長が定める。
- 2 議席は、任期中変更しないのが例である。
- 3 補欠議員の議席は、補欠選挙後最初の本会議の開会当初において議長が指定する。
- 4 補欠議員は、前任者の議席に着く。ただし補欠議員数人あるときは、抽選でこれを定める。
- 5 議席には、各議員の氏名及び議席番号を記した氏名標が固定されており、出席時には立て、散会時には倒すことになる。

< 事例 >

・補欠議員の議席指定を行った事例

昭和 50 年第 4 回定例会	S50 . 12 . 17
昭和 58 年第 4 回定例会	S58 . 12 . 20
昭和 62 年第 4 回定例会	S62 . 12 . 15
平成 3 年第 1 回臨時会	H 3 . 5 . 16
平成 3 年第 4 回定例会	H 3 . 12 . 17
平成 15 年第 4 回定例会	H15 . 12 . 8
平成 17 年第 2 回定例会	H17 . 7 . 4

[6] 会 期（会規4）

- 1 会期は、毎会期の初日に議会の議決で決定する。
一般選挙後最初の会議は、臨時議長が議会の議決で会期を決定する。
- 2 会期及び会期中の日程は、議会運営委員会で予め協議を行うのが例である。
会期は、提出予定案件等を勘案し、会期中の日程を議会運営委員会で協議する。
一般選挙後最初の会議の会期は、会派代表者会議において協議するのが例である。

[7] 会期の延長（会規 5）

- 1 会期の延長は、最終日に行うのが例である。

< 事例 >

- ・会期中、二度会期延長を行った事例

「昭和 53 年第 3 回定例会」 1 回目 3 日間、2 回目 2 日間の延長

[8] 会期中の閉会（会規 6）

- 1 会議に付された事件をすべて議了した時は、会期中であっても議会の議決により閉会する。

[9] 議会の開閉（会規 7）

- 1 議会の開閉は、議長が宣告して行う。

議長は、議場に参集した議員数を確認の上、開会を宣告する。

< 事例 >

- ・諸般の事情により閉会の宣告を行わず自然閉会となった事例

昭和 50 年第 3 回定例会 S50 . 10 . 27

[10] 会議時間（会規 8）

- 1 会議時間は、午前 9 時から午後 5 時までとするが、午前 10 時から始まるのが例である。
- 2 会議の開始は、電鈴によりこれを報知する。
会議の開始は、庁内放送の後、ブザーにより報知するのが例である。
- 3 会議時間の延長は、会議に諮って議長が宣告する。
- 4 会議時間の延長は、特に指定しない限り午後 12 時までとする。

[11] 休 会（会規 9）

- 1 和泉市の休日を定める条例第 2 条第 1 項に規定する市の休日は、休会とする。

< 事例 >

- ・開議日を議事の都合により、自然休会とした例は多い。

[12] 定足数に関する措置（会規 11）

- 1 定足数を欠くに至ったため休憩した例等はない。

第 2 節 議案及び動議

[1] 議案の提出（会規 13）

- 1 市長提出の議案、報告及び諮問等は歴年毎に各別一連番号を付する。
- 2 議員提出の議案、意見書、決議及び選挙等は歴年毎に各別一連番号を付する。
- 3 農業委員会委員の推薦は、議会議案として提出する。

決議・意見書は、議案審議の最終日に上程するのが例である。ただし、緊急を要するときは、会期中の日程を考慮しその都度提出するのが例である。

議員提出議案には提出者と賛成者を区別せず記載するのが例である。

< 事例 >

・ 決議、意見書に対案が提出された事例

・ 昭和 55 年第 4 回定例会 S55 . 12 . 17

「同和对策事業特別措置法」期限延長に伴う附帯決議の早期延長に関する要望決議」
(可決)

「同和对策協議会の早期再開による国会附帯決議具体化と同和对策事業特別措置法の民主的改正と延長に関する要望決議」(否決)

・ 平成 2 年第 1 回定例会 H2 . 3 . 26

「関西国際空港全体構想早期実現に関する意見書」(可決)

「関西国際空港に関する意見書」(否決)

< 申し合わせ事項 >

・ 決議、意見書提出にあたっては、概ね成文化した議案を議会運営委員会の前日午後 5 時までに事務局に提出する。(1 回目の議運前)

[2] 修正の動議 (会規 16)

1 修正の動議は、その案をそなえ、所定の発議者が連署し、議長に提出しなければならない。

< 事例 >

・ 予算委員会において修正案が提出された事例

「和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例修正案」

昭和 52 年第 4 回定例会 S52 . 12 . 21 (委員長可決報告)

「和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例修正案」

昭和 53 年第 1 回定例会 S53 . 3 . 29 (委員長否決報告)

「和泉市国民健康保険事業特別会計予算修正案」

昭和 53 年第 1 回定例会 S53 . 3 . 29 (委員長可決報告)

「廃棄物の処理及び清掃に関する条例修正案」

昭和 54 年第 1 回定例会 S54 . 3 . 29 (委員長否決報告)

「昭和 63 年度和泉市一般会計予算修正案」

昭和 63 年第 1 回定例会 S63 . 3 . 28 (委員長否決報告)

・ 常任委員会において修正案が提出された事例

「和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する

条例制定についてに対する修正案」

平成 17 年第 4 回定例会 H17 . 12 . 8 (総務文教委員会可決)

[3] 議案の配布

1 市長提出議案は、告示日に送り状を添えて議長に送付され、同日、議会事務局を通じ各議員に配布されるのが例である。

継続審査に付された事件を後会において会議に付するときは、その議案等の配布は省略するのが例である。

[4] 事件等の撤回又は訂正（会規 18）

- 1 委員会付託後の議案の訂正をしようとするときは、本会議承認前に当該委員会への報告を行った後、本会議で承認するのが例である。
- 2 議案等の誤記は正誤表の配布をもって訂正するのが例である。
議案等の誤記は正誤表の配布の後、必要に応じ説明させる。

< 事例 >

- ・委員会付託後における議案の訂正を委員会において許否を諮った上、本会議に諮った事例

「予算審査特別委員会において条例 2 議案（附則の施行日）の訂正」

平成元年第 1 回定例会 H 元 . 3 . 24

第 3 節 議事日程

[1] 議事日程の作成及び配布、追加日程（会規 19、20）

- 1 議事日程に記載する事件及びその順序は、議長が定める。
一般選挙後最初の会議における議事日程は、議長が決まるまでの間、臨時議長が定めるのが例である。
- 2 議事日程は、定例会前の議会運営委員会で承諾の後、議員に配布する。
- 3 議事日程に新たに事件を追加するときは、会議に諮りその都度議席に配布するのが例である。
- 4 議事日程の一部を翌日以降に残す時は、新たに日程を配布する。

[2] 延 会（会規 23）

- 1 議事日程を配布しながら実質審議に入らず、会議に諮り延会した例は多い。

第 4 節 選 挙

[1] 議長及び副議長の選挙（会規 24～32）

- 1 議長及び副議長の選挙は、投票により行われるのが例である。

< 事例 >

- ・正副議長を指名推選で行った事例

「昭和 50 年第 2 回臨時会 S50 . 11 . 13」

- 2 正副議長の任期は、申し合わせにより 1 年とする。また、その他の役員（一部事務組合議員等）においても同様とする。
- 3 議長及び副議長の選挙は、毎年第 3 回定例会において行うのが例である。また、一般選挙後最初の議長選挙においても同様とする。

< 事例 >

- ・正副議長選挙を第 3 回定例会以外で行った事例

昭和 50 年第 2 回臨時会 S50 . 11 . 13

「先の第 3 回定例会において議長選挙を調整中、自然閉会となったため臨時会を召集した。」

- 4 議長選挙は第 3 回定例会（一般選挙後最初の議会を除く）の全議案審議の終了後、現職議長辞職により役員改選を行うのが例である。
- 5 役員改選（正副議長、常任、議運、特別委員、一部事務組合議員等）は 1 日で行われるのが例である。

< 事例 >

- ・ 正副議長選挙後、その他の役員選任等を翌日に行った事例

昭和 59 年第 3 回定例会 S59 . 10 . 22

平成 3 年第 3 回定例会 H 3 . 10 . 16

平成 11 年第 3 回定例会 H11 . 10 . 19

平成 13 年第 3 回定例会 H13 . 10 . 6

平成 14 年第 3 回定例会 H14 . 10 . 15

平成 15 年第 3 回定例会 H15 . 10 . 10

平成 18 年第 3 回定例会 H18 . 10 . 6

[2] その他の選挙

- 1 その他の選挙は、議長指名推選によるのを例とする。
組合議会議員の選挙は、議員全員協議会において協議の後、本会議において議長指名推選により決定する。

第 5 節 議 事

[1] 議題の宣告（会規 33）

- 1 議長は、議題を宣告する。
- 2 委員会に付託した事件は、委員会審査の終了をまって議題とする。

[2] 一括議題（会規 34）

- 1 当初予算及びこれに関連する議案は一括議題とするのが例である。
- 2 委員会付託とする案件については、一括議題とするのが例である。

[3] 議案の朗読（会規 35）

- 1 議案は、朗読を省略するのが例である。

[4] 議案等の説明（会規 36）

- 1 第 1 回定例会において市長は「市政運営方針」を披瀝するのが例である。
- 2 市長提出議案の提案説明は、当初予算及び予算関連議案並びに補正予算を除き市長が登壇して行うのが例である。
- 3 議会提出議案の提案説明は、提出議員が行うが議会運営委員会提案となるものについては議運委員長が行うのが例である。

- 4 提案説明は自席において行うのが例である。
- 5 市長が提案説明を行うときは、登壇して行うのが例である。
- 6 新市長は、就任後初の本会議において所信表明を行うのが例である。

[5] 質疑及び委員会付託（会規 36）

- 1 委員会付託となる議案（請願等を除く）は、一括上程し、市長及び担当部長級の提案説明のあと所管の常任委員会に付託するのが例である。
- 2 当初予算及びこれに関連する議案は会議において大綱質疑を行い、予算審査特別委員会を設置の上、一括付託を行うのが例である。
- 3 決算は会議において総括質疑を省略し、決算審査特別委員会を設置の上、一括付託を行うのが例である。

[6] 委員長報告に対する質疑（会規 40）

- 1 委員長報告に対する質疑は省略を諮り、直ちに討論に入るのが例である。

[7] 委員長及び少数意見の報告（会規 38）

- 1 委員長は、登壇して報告書を朗読するのが例である。

< 事例 >

- ・委員長報告に付帯決議を付して報告した事例
「和泉市水道事業給水条例の一部改正」
平成元年第 1 回定例会 H 元 . 3 . 23
- ・修正可決の委員長報告が行われた事例
「和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例修正案」
昭和 52 年第 4 回定例会 S52 . 12 . 21 （委員長可決報告）
「和泉市国民健康保険事業特別会計予算修正案」
昭和 53 年第 1 回定例会 S53 . 3 . 29 （委員長可決報告）
「和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてに対する修正案」
平成 17 年第 4 回定例会 H17 . 12 . 16 （委員長可決報告）
- ・過去、臨時会に委員長報告を行った例は多い。

[8] 討論の方法（会規 59）

- 1 当初予算及び決算に対する討論は、賛成、反対のそれぞれ 1 名とするのが例である。

[9] 委員会の審査又は調査期限（会規 43）

- 1 請願を委員会付託するときは、閉会中の審査とし、期限を付さないのが例である。
- 2 決算は、閉会中の付託審査とし、次期定例会において委員長報告を行うのが例である。

< 事例 >

- 委員会付託となった請願が議員任期満了により廃案となった事例
- ・「北松尾小学校区留守家庭児童会の設置に関する請願」
昭和 59 年 3 月 23 日付託 同年 7 月 17 日中間報告 同年改選による審議未了
- ・「子どもたちのすこやかな成長を保障するため、保育所の充実を求める請願」

平成 4 年 3 月 26 日付託 同年 7 月 2 日中間報告 同年改選による審議未了

[10] 委員会の中間報告（会規 44）

< 事例 >

- ・委員長より中間報告が行われた事例
- ・「光明台南小学校「留守家庭児童会」の設置に関する請願」
昭和 59 年 10 月 25 日付託 61 年 3 月 11 日中間報告
- ・「看護婦確保対策の充実を求める請願」
平成 5 年 10 月 5 日付託 同年 12 月 16 日中間報告
- ・「藤和不動産高層分譲集合住宅設計計画「和泉市いぶき野 3 丁目計画」に関する請願」
平成 17 年 7 月 4 日付託 同年 7 月 15 日中間報告

[11] 除 斥

- 1 除斥の対象となる議員は、議長の発議によらず自発的に退席するのが例である。

第 6 節 発 言

[1] 発言の許可（会規 49）

< 事例 >

- ・任期途中で議員辞職挨拶をした事例
 - 昭和 50 年第 1 回定例会 S50 . 3 . 31
 - 昭和 58 年第 1 回定例会 S58 . 3 . 23
 - 平成 2 年第 3 回定例会 H 2 . 10 . 4
 - 平成 3 年第 1 回定例会 H 3 . 3 . 26
 - 平成 15 年第 2 回定例会 H15 . 7 . 4

[2] 発言の通告（会規 50）

- 1 議案に対する発言の通告制を行わないのが例である。
発言は、審議の過程において挙手により発言の許可を与えられた者とする。

[3] 質疑の回数（会規 55）

- 1 当初予算及び予算関連議案に対する大綱質疑の回数は 1 回とする。

[4] 一般質問（会規 61）

- 1 質問時間は、答弁を含め 90 分以内とする。（S . 57 . 12 . 8 議運申し合わせ）
一般質問の通告は、議会運営委員会において決められた日時までに所定の通告用紙により提出する。
一般質問の発言順序は、「くじ」により決定する。
発言残時間の表示は表示機により、はじめに「60 分」をセットし、途中で時間延長を希望した場合はその時点で「30 分」を加算する。

- 2 一般質問は、議事日程記載事項として「日程第 一般質問について」とするのが例である。
- 3 代表質問は、行わないのが例である。

第 7 節 表 決

[1] 表決問題の宣告（会規 66）

- 1 通常一括議題とした議案は、一括採決としているが、討論のあったものは分割して採決するのが例である。
- 2 委員会の報告が否決のときは、原案について諮るのが例である。
- 3 委員会で修正可決又は付帯決議が付された案件の採決は、委員長報告どおり諮るのが例である。

[2] 簡易表決（会規 75）

- 1 表決は、反対討論がない案件については簡易表決によるのが例であるが、異議あるもの及び特に議長が必要と認めたものについては、起立表決によるのが例である。

[3] 表決の順序（会規 76）

- 1 委員長から修正報告があった議案は、最初に委員会修正案の採決を行い、次に修正案を除く原案について採決するのが例である。

第 2 章 委 員 会

[1] 常任委員会の設置（委条 1）

- 1 常任委員会は、条例により 3 委員会とする。

[2] 議会運営委員会の設置（委条 4）

- 1 任意の委員会であったが、平成 13 年 10 月 2 日より法制化された。

[3] 特別委員会の設置（委条 6）

- 1 審査、調査のための特別委員会を設置するときは、議員発議により、質疑・討論を省略し、簡易表決により行うのが例である。

[4] 委員の選任及び正副委員長（委条 7、8）

- 1 常任委員及び特別委員の選任は、予め代表者会議で内定した者を議長が会議に諮って指名するのが例である。
 - ・議員全員協議会では、和泉市議会役員選出基準表に基づき、人選を行い、本会議で選任後、各委員会において正副委員長の互選を行うのが例である。
- 2 補欠議員は、前任者の常任委員会に所属するのが例である。
- 3 委員会において互選された委員会正副委員長は、本会議において議長より紹介を行

うのが例である。

[5] 委員会の開催（委条 14）

- 1 決算審査特別委員会は、閉会中の継続審査に付すのが例である。
- 2 正副委員長互選のための委員会は、議長が招集するのが例である。
- 3 常任委員会及び特別委員会（協議会を含む）の開催日は、正副委員長が協議し、議長に報告の後決定する。
- 4 委員会の会議時間は、午前 10 時から午後 5 時までとし、会議時間を延長する場合は、会議に諮るのが例である。

[6] 委員会の議事

- 1 議案に対する提案理由の説明は本会議では市長が簡潔に行うため、委員会においては担当部長が内容説明を行うのが例である。
- 2 予算及び予算関連議案の委員会における提案説明は、本会議で提案説明済のため、省略するのが例である。
- 3 委員会に出席する議事説明員は、課長級以上とするのが例である。
- 4 一般選挙後及び毎年 4 月人事異動後の最初に開催される委員会では、所管部長から担当課長等を紹介するのが例である。

[7] 委員外議員の発言（会規 109）

- 1 委員外議員の発言は、予め委員長に文書をもって通告することとする。
 - ・産業建設常任委員会において委員外議員から発言通告が提出された事例
平成 17 年第 4 回定例会 H17. 12. 7
「損害賠償の額の決定及び和解について」（河川改修工事による事故）

[8] 委員会の議案修正（会規 93）

- ・予算審査特別委員会において修正案が提出された事例
 - 「和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例修正案」
昭和 52 年第 4 回定例会 S52. 12. 21 （委員長可決報告）
 - 「和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例修正案」
昭和 53 年第 1 回定例会 S53. 3. 29 （委員長否決報告）
 - 「和泉市国民健康保険事業特別会計予算修正案」
昭和 53 年第 1 回定例会 S53. 3. 29 （委員長可決報告）
 - 「廃棄物の処理及び清掃に関する条例修正案」
昭和 54 年第 1 回定例会 S54. 3. 29 （委員長否決報告）
 - 「昭和 63 年度和泉市一般会計予算修正案」
昭和 63 年第 1 回定例会 S63. 3. 28 （委員長否決報告）
- ・総務文教常任委員会において修正案が提出された事例
 - 「和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例制定についてに対する修正案」

平成 17 年第 4 回定例会 H17 . 12 . 8 (総務文教委員会提出)

(参考) 委員会審査中、資料要求のあったとき、理事者は委員長と協議の上提出するのが例である。

[9] 委員会の表決及び審査結果

- 1 委員会で可決された付帯意見は、本会議において委員長からその経過を報告する。
 - ・委員会で付帯意見を付した事例
 - 平成元年度水道・病院事業会計予算に対し、付帯意見を付した。
 - 平成元年第 1 回定例会 H元 . 3 . 24
 - ・過去臨時会に委員長報告を行った事例は多い。

第 3 章 請願・陳情

[1] 請 願 (会規 131 ~ 136)

- 1 正副議長及び所管委員会の正副委員長は、紹介議員にならないのが例である。
- 2 閉会中に提出された請願は、議会事務局で保管し、次期定例会に提出するのが例である。
- 3 請願は、概ね議案審議の最終日に上程するのが例である。
- 4 請願は、議長発議により所管委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査とするのが例である。
- 5 請願の採択または、不採択の議決をしたときは、請願者にその旨通知するのが例である。
 - ・審議未了のため廃案となった事例
 - 昭和 59 年 9 月の市議改選に伴い付託中の請願 8 件が審議未了となった。
 - 平成 4 年 9 月の市議改選に伴い付託中の請願 1 件が審議未了となった。
- 6 決議・意見書要請に関する請願を会派調整により決議・意見書に取り上げて行った。

[2] 陳 情 (会規 137)

- 1 議長宛に送付された陳情書及びこれに類する要望書等は、受理後、各会派代表者にその写しを送付する。

第 4 章 傍聴及び秘密会

[1] 傍 聴 (傍規)

- 1 一般傍聴の受付は、会議時刻の 15 分前から行い、傍聴券は先着順で 40 人に交付する。
- 2 本会議における報道関係者の写真撮影及び録音等は、議長の許可による。

< 事例 >

- ・本会議のテレビ撮影等の申し出があり、許可した事例
 - 昭和 61 年第 2 回定例会 S61 . 6 . 25
 - 「和解について (ラブホテル訴訟事件)」

- ・過去、本会議で報道関係者を議長許可した例は多い。

[2] 秘密会（会規 47、48）

- 1 事例なし

第 5 章 会 議 録

[1] 本会議会議録

- 1 会議録署名議員は、開議の宣告後、議長が指名するのが例である。
会議録署名は、議員 2 名とし、議席順に 2 ブロックに分けて各ブロック議席番号順に議長より指名する。（H5 . 9 . 22 議運申し合わせ）
- 2 本会議は速記法により記録し、反訳された速記録により会議録を調製する。
- 3 会議録は、概ね次期定例会までに作成する。
- 4 会議録（写）は、市長、議会各会派、市立図書館、国立国会図書館、市政情報コーナーに付する。
また、議会図書としても保管する。その他議長が必要と認めたものについては、送付することができる。
- 5 会議録検索システムの導入により各部局への会議録送付は行わないこととした。（H13 年 6 月～）
- 6 議会のホームページで会議録が閲覧できる。（H16 . 6 月～）

[2] 委員会記録

- 1 委員会録は、テープ録音により反訳の上作成する。
- 2 委員会録は各会派に一部送付する。

役員改選に関する事項

各役員の任期

常任・議会運営委員の任期は 1 年とする。（委条 3、4）

正副議長及びその他の役員（常任・議運・特別・一部事務組合議員等）の任期は、申し合わせにより 1 年とする。ただし再任は妨げない。

役員改選の時期

役員改選の時期は、例年第 3 回定例会の一般質問終了後、引き続いて役選に入る。ただし、一般選挙後の第 3 回定例会においては、開会初日より役員選挙を行う。

役員改選の手順

(1) 通常 of 役選議会

開会～会議録署名議員の指名～会期の決定～議案審議（委員会付託）～（委員会審査）～一般質問～議案審議（委員長報告・採決）～議長辞職～議長選挙～副議長辞職～副議

長選挙～特別委員会委員の辞任～（代表者会議）～常任・議運・特別委員会委員の選任
～監査委員の選任～（正副委員長互選）（議員総会）～組合議会議員の選挙～閉会

（２）一般選挙後最初の本会議

臨時議長の選出～開会～議席の決定～会議録署名議員の指名～会期の決定～議長選挙～
副議長選挙～特別委員会の設置～（代表者会議）～常任・議運・特別委員会委員の選任
～監査委員の選任～（正副委員長互選）（議員総会）～組合議会議員の選挙～議案審議
（委員会付託）～（委員会審査）～一般質問～議案審議（委員長報告・採決）～閉会

正副議長及びその他の委員選出方法

正副議長の選出方法

正副議長の選挙は、投票または指名推選により行う。

投票は、予め会派代表者会議において立候補届出者を報告、後刻会派間において調整
のできた者が被選挙人となり、投票を行う。

常任・議運・特別委員会委員の選出方法

（１）常任委員会委員

正副議長を除く、24名が同一会派内での重複を避けてそれぞれ3委員会に割当。

なお、正副議長は総務文教・産業建設に分かれる。

（２）議会運営委員会

各会派割当数により選出

2名～3名の会派 1名

4名～5名の会派 2名

6名以上の会派 3名

（３）特別委員会委員

各常任委員会より正副委員長を除き3名選出（空港問題）

各会派割当数により選出（入札制度及び契約等に関する）

2名～3名の会派 1名

4名～5名の会派 2名

6名以上の会派 3名

（４）予算・決算審査特別委員会の設置及び委員

予算審査特別委員会の設置は、第1回定例会初日に予算及び予算関連議案の提案説明の後、引き続き予算審査特別委員会を設置し、同時に委員の選任を行う。

決算審査特別委員会の設置は、第3回定例会において一般会計決算・特別会計決算及び企業会計決算が上程され、提案説明、総括質問は省略の後、引き続き決算審査特別委員会を設置し、同時に委員の選任を行う。

予算及び決算の委員は、それぞれ13名をもって構成する。（委員選出にあたっては、

一般選挙後最初の役員選任時に 26 名を予算委員 13 名、決算委員 13 名にそれぞれ二分して選出、次年度より交互にその委員となることを基本とする。ただし、諸般の事情により委員の交代を認める。）

(5) 予算・決算正副委員長の互選時期

予算・決算正副委員長の互選については、各々委員選任を行った日の本会議終了後に行う。

(6) 予算・決算審査の順序

審査は、一般会計・特別会計・企業会計の順に行い、一般会計においては、歳出より各款をおって行い、歳入は一括して行う。また、その他の会計においては、歳入歳出（収入支出）を一括して審査を行う。

(7) 組合議会議員（泉北環境・泉北水道・流域下水）

役選期間中の議員総会において選考、本会議において議長指名推選により決定。現職正副議長は、その年は、派遣議員になったものとみなす。

一般質問に関する事項

一般質問は臨時議会を除き、各定例会において行う。

一般質問は、一人90分以内とする。（60分＋延長30分）

一般質問通告締切期日

会期中に開催される議会運営委員会の前日の午後5時とするのが例である。

質問日

各定例会の第2日・第3日に行う。